

令和4年1月

第1回

横手市議会
臨時会議案

令和4年第1回横手市議会1月臨時会議案一覧表

(1) 報告第1号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第2号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第3号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第4号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 議案第1号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例	9	～	21
(6) 議案第2号	令和3年度横手市一般会計補正予算(第11号)	予算書の頁		

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月27日提出
横手市長 高橋 大

専決第35号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年12月23日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年11月16日（火）午前7時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 114,730円 |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月27日提出
横手市長 高橋 大

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年1月6日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年11月16日（火）午前7時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 38,710円 |

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月27日提出
横手市長 高橋 大

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年1月6日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年11月16日（火）午前7時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 38,470円 |

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月27日提出
横手市長 高橋 大

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年1月14日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年12月13日（月）午後4時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 193,000円 |

議案第 1 号

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 月 2 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

横手市建築基準法等関係手数料条例（平成23年横手市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後							
別表第5（第3条関係）						別表第5（第3条関係）							
手数料を徴収する事項					区 分	手数料 の額	手数料を徴収する事項					区 分	手数料 の額
1	長期法 第5条 第1項 から第 3項ま での規 定によ る計画 の認定	ア 適 合証 が添 付さ れた 計画 認定 申請 の場	新築しよ うとする 場合（以 下「新築」 という。）	一戸建ての住宅（長期優 良住宅の普及の促進に関 する法律施行規則（平成2 1年国土交通省令第3号。 以下「長期法省令」とい う。）第4条第1号に規定 する一戸建ての住宅をい う。以下この表において 同じ。）に係るもの	1件	<u>8,000円</u>	1	長期法 第5条 第1項 から第 5項ま での規 定によ る計画 の認定	ア 確 認書 又は その 写し が添 付さ れた 計画	新築しよ うとする 場合（以 下「新築」 という。）	一戸建ての住宅（長期優 良住宅の普及の促進に関 する法律施行規則（平成2 1年国土交通省令第3号。 以下「長期法省令」とい う。）第4条第1号に規定 する一戸建ての住宅をい う。以下この表において 同じ。）に係るもの	1件	<u>14,000</u> 円

の申請 (以下 「計画 認定申 請」と いう。)	合	住戸の総数（計画認定申 請に係る建築物の住戸の 総数をいう。以下この表 において同じ。）が5戸以 下の共同住宅等（長期法 省令第4条第2号に規定す る共同住宅等をいう。以 下この表において同じ。） に係るもの	1件	<u>14,000</u> 円	の申請 (以下 「計画 認定申 請」と いう。)	認定 申請 の場 合	住戸の総数（計画認定申 請に係る建築物の住戸の 総数をいう。以下この表 において同じ。）が5戸以 下の共同住宅等（長期法 省令第4条第2号に規定す る共同住宅等をいう。以 下この表において同じ。） に係るもの	1件	<u>23,000</u> 円
		住戸の総数が6戸以上10 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>22,000</u> 円			住戸の総数が6戸以上10 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>37,000</u> 円
		住戸の総数が11戸以上30 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>31,000</u> 円			住戸の総数が11戸以上30 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>60,000</u> 円
		住戸の総数が31戸以上50 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>56,000</u> 円			住戸の総数が31戸以上50 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>94,000</u> 円
		住戸の総数が51戸以上10	1件	<u>96,000</u>			住戸の総数が51戸以上10	1件	<u>143,000</u>

	0戸以下の共同住宅等に 係るもの		円
	住戸の総数が101戸以上2 00戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>156,000</u> 円
	住戸の総数が201戸以上3 00戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>192,000</u> 円
	住戸の総数が301戸以上 の共同住宅等に係るもの	1件	<u>204,000</u> 円
増築し、 又は改築 しよう とする場合 (以下 「増改 築」とい う。)	一戸建ての住宅に係るも の	1件	<u>11,000</u> 円
	住戸の総数が5戸以下の 共同住宅等に係るもの	1件	<u>19,000</u> 円
	住戸の総数が6戸以上10 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>33,000</u> 円
	住戸の総数が11戸以上30 戸以下の共同住宅等に係	1件	<u>46,000</u> 円

	0戸以下の共同住宅等に 係るもの		円
	住戸の総数が101戸以上2 00戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>241,000</u> 円
	住戸の総数が201戸以上3 00戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>305,000</u> 円
	住戸の総数が301戸以上 の共同住宅等に係るもの	1件	<u>346,000</u> 円
増築し、 又は改築 しよう とする場合 (以下 「増改 築」とい う。)	一戸建ての住宅に係るも の	1件	<u>19,000</u> 円
	住戸の総数が5戸以下の 共同住宅等に係るもの	1件	<u>33,000</u> 円
	住戸の総数が6戸以上10 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>54,000</u> 円
	住戸の総数が11戸以上30 戸以下の共同住宅等に係	1件	<u>88,000</u> 円

		るもの		
		住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>84,000</u> 円
		住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>142,000</u> 円
		住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>233,000</u> 円
		住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>286,000</u> 円
		住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	1件	<u>305,000</u> 円
イ	新築	一戸建ての住宅に係るもの	1件	<u>17,000</u> 円
性				
能				
評				
価		住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>56,000</u> 円
書				
が				
添				

		るもの		
		住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>140,000</u> 円
		住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>213,000</u> 円
		住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>361,000</u> 円
		住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>457,000</u> 円
		住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	1件	<u>518,000</u> 円
イ	新築	一戸建ての住宅に係るもの	1件	<u>14,000</u> 円
住				
宅				
性				
能				
評				
価		住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>23,000</u> 円
書				

付された計画認定申請の場合

住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>88,000</u> 円
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>164,000</u> 円
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>280,000</u> 円
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>430,000</u> 円
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>781,000</u> 円
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>1,064,000</u> 円
住戸の総数が301戸以上	1件	<u>1,287,000</u> 円

又はその写しが添付された計画認定申請の場合

住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>37,000</u> 円
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>60,000</u> 円
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>94,000</u> 円
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>143,000</u> 円
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>241,000</u> 円
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>305,000</u> 円
住戸の総数が301戸以上	1件	<u>346,000</u> 円

				の共同住宅等に係るもの		00円			の共同住宅等に係るもの		円		
		[略]							[略]				
2	長期法 第8条 第1項 の規定 による 計画の 変更の 認定の 申請 (以下 「計画 変更認 定申 請」と いう。)	ア 適 合証 が添 付さ れた 計画 変更 認定 申請 の場 合	新築	一戸建ての住宅に係るもの	1件	4,000円	2	長期法 第8条 第1項 の規定 による 計画の 変更の 認定の 申請 (以下 「計画 変更認 定申 請」と いう。)	ア 確 認書 又は その 写し が添 付さ れた 計画 変更 認定 申請 の場 合	新築	一戸建ての住宅に係るもの	1件	7,000円
				住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	7,000円					住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	11,500円
				住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	11,000円					住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	18,500円
				住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	15,500円					住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	30,000円
				住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	28,000円					住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	47,000円
				住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	48,000円					住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	71,500円

	住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>78,000</u> 円
	住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>96,000</u> 円
	住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	1件	<u>102,000</u> 円
増改築	一戸建ての住宅に係るもの	1件	<u>5,500</u> 円
	住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>9,500</u> 円
	住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>16,500</u> 円
	住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>23,000</u> 円

	住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>120,500</u> 円
	住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>152,500</u> 円
	住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	1件	<u>173,000</u> 円
増改築	一戸建ての住宅に係るもの	1件	<u>9,500</u> 円
	住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>16,500</u> 円
	住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>27,000</u> 円
	住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>44,000</u> 円

		住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>42,000</u> 円
		住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>71,000</u> 円
		住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>116,500</u> 円
		住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>143,000</u> 円
		住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	1件	<u>152,500</u> 円
イ 性 能評 価書 が添 付さ	新築	一戸建ての住宅に係るもの	1件	<u>8,500</u> 円
		住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>28,000</u> 円
		住戸の総数が6戸以上10	1件	<u>44,000</u>

		住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>70,000</u> 円
		住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>106,500</u> 円
		住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>180,500</u> 円
		住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>228,500</u> 円
		住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	1件	<u>259,000</u> 円
イ 住 宅性 能評 価書 又は	新築	一戸建ての住宅に係るもの	1件	<u>7,000</u> 円
		住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	<u>11,500</u> 円
		住戸の総数が6戸以上10	1件	<u>18,500</u>

れた 計画 変更 認定 申請 の場 合	戸以下の共同住宅等に係 るもの		円
	住戸の総数が11戸以上30 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>82,000</u> 円
	住戸の総数が31戸以上50 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>140,000</u> 円
	住戸の総数が51戸以上10 0戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>215,000</u> 円
	住戸の総数が101戸以上2 00戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>390,500</u> 円
	住戸の総数が201戸以上3 00戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>532,000</u> 円
	住戸の総数が301戸以上 の共同住宅等に係るもの	1件	<u>643,500</u> 円

その 写し が添 付さ れた 計画 変更 認定 申請 の場 合	戸以下の共同住宅等に係 るもの		円
	住戸の総数が11戸以上30 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>30,000</u> 円
	住戸の総数が31戸以上50 戸以下の共同住宅等に係 るもの	1件	<u>47,000</u> 円
	住戸の総数が51戸以上10 0戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>71,500</u> 円
	住戸の総数が101戸以上2 00戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>120,500</u> 円
	住戸の総数が201戸以上3 00戸以下の共同住宅等に 係るもの	1件	<u>152,500</u> 円
	住戸の総数が301戸以上 の共同住宅等に係るもの	1件	<u>173,000</u> 円

	[略]	
3	長期法第9条第1項の規定による計画の変更の認定の申請	[略]
4	長期法第10条の規定による計画の認定に基づく地位の <u>継承</u> の承認の申請	[略]

備考

- 1 この表において「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が長期法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認定して交付した書面をいう。
- 2 この表において「性能評価書」とは、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写しをいう。
- 3 一の建築物について長期法省令第2条第1項に規定す

	[略]	
3	長期法第9条第1項又は第3項の規定による計画の変更の認定の申請	[略]
4	長期法第10条の規定による計画の認定に基づく地位の <u>承継</u> の承認の申請	[略]
5	長期法第18条第1項の規定による容積率の特例の許可の申請	1件 160,000 円

備考

- 1 この表において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定による確認の結果を記載した書面をいい、「住宅性能評価書」とは同条第4項に規定による確認の結果を記載した書面をいう。

る添付図書が共通である複数の計画認定申請が同時に行われる場合における手数料の額は、1の項に定める額を当該計画認定申請の数で除して得た額とする。

4 一の建築物について長期法省令第8条に規定する添付図書が共通である複数の計画変更認定申請が同時に行われる場合における手数料の額は、2の項に定める額を当該計画変更認定申請の数で除して得た額とする。

5 [略]

6 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合における手数料の額は、備考4の加えて得た額に当該昇降機を法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして別表第1の2の項に定める額を加えて得た額とする。

7 手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 [略]

3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合における手数料の額は、備考2の加えて得た額に当該昇降機を法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして別表第1の2の項に定める額を加えて得た額とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第2号

令和3年度横手市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度横手市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,075,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,331,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月27日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,888,460	1,233,250	10,121,710
	2 国庫補助金	3,842,485	1,233,250	5,075,735
19 繰入金		3,171,116	842,500	4,013,616
	2 基金繰入金	3,068,996	842,500	3,911,496
歳入	合計	56,255,950	2,075,750	58,331,700

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		16,673,155	1,069,450	17,742,605
	1 社会福祉費	8,385,979	1,055,476	9,441,455
	2 児童福祉費	7,092,193	13,974	7,106,167
6 農林水産業費		3,879,047	356,300	4,235,347
	1 農業費	3,557,049	356,300	3,913,349
8 土木費		6,486,998	650,000	7,136,998
	2 道路橋りょう費	3,090,406	650,000	3,740,406
歳出	合計	56,255,950	2,075,750	58,331,700

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者生活支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業）	994,257
6 農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（水田需給調整緊急対策事業）	100,000
6 農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（水田低コスト栽培推進事業）	15,750
6 農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（資材等高騰対策緊急支援事業）	12,000

一般会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,888,460	1,233,250	10,121,710
19 繰入金	3,171,116	842,500	4,013,616
計	56,255,950	2,075,750	58,331,700

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	16,673,155	1,069,450	17,742,605	1,069,450				
6 農林水産業費	3,879,047	356,300	4,235,347	163,800				192,500
8 土木費	6,486,998	650,000	7,136,998					650,000
計	56,255,950	2,075,750	58,331,700	1,233,250				842,500

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	520,565	163,800	684,365	1 総務管理費補助金	163,800	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 163,800
2 民生費国庫補助金	1,552,764	1,069,450	2,622,214	3 児童福祉費補助金	13,974	保育士等処遇改善臨時特例交付金 13,974
				6 社会福祉総務費補助金	1,055,476	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金 1,055,476
計	3,842,485	1,233,250	5,075,735			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,998,822	842,500	2,841,322	1 財政調整基金繰入金	842,500	財政調整基金繰入金 842,500
計	3,068,996	842,500	3,911,496			

3. 歳出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	1,266,847	1,055,476	2,322,323	1,055,476			1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 19 扶助費	3,385 2,467 600 216 1,341 4,398 2,970 99 1,040,000	低所得者生活支援事業 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 1,055,476	
計	8,385,979	1,055,476	9,441,455	1,055,476						

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	2,367,992	13,974	2,381,966	13,974			18 負担金補助及び交付金	13,974	保育士等処遇改善臨時特例事業 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 12,869 1,105	
計	7,092,193	13,974	7,106,167	13,974						

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	1,912,638	356,300	2,268,938	163,800			192,500	11 役務費	238	地方創生臨時交付金事業 稲作経営緊急支援事業 228,550 水田需給調整緊急対策事業 100,000 水田低コスト栽培推進事業 15,750 資材等高騰対策緊急支援事業 12,000
								18 負担金補助 及び交付金	356,062	
計	3,557,049	356,300	3,913,349	163,800			192,500			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5 雪対策費	1,495,018	650,000	2,145,018				650,000	10 需用費	65,000	道路等除雪費 650,000
								12 委託料	540,000	
								13 使用料及び 賃借料	40,000	
								15 原材料費	5,000	
計	3,090,406	650,000	3,740,406				650,000			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,237) 916	1,567,461	3,643,344	3,062,085	8,272,890	1,474,424	9,747,314	
補 正 前	(1,234) 916	1,564,076	3,643,344	3,059,618	8,267,038	1,473,824	9,740,862	
比 較	(3)	3,385		2,467	5,852	600	6,452	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 手 当	地 域 当 手	退 職 手 当 金 担 負	合 計
補 正 後	127,644	37,922	55,360	20,604	518,923	4,900	2,353	13,400	56,140	41,391	1,051,281	596,020	62,595	67,690		1,751	404,111	3,062,085
補 正 前	127,644	37,922	55,360	20,604	517,033	4,900	2,353	13,400	56,140	41,391	1,050,704	596,020	62,595	67,690		1,751	404,111	3,059,618
比 較					1,890						577							2,467

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(55) 916		3,643,344	2,822,212	6,465,556	1,234,292	7,699,848	
補 正 前	(55) 916		3,643,344	2,820,322	6,463,666	1,234,292	7,697,958	
比 較	()			1,890	1,890		1,890	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶 養 当 手	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手 当	時 間 外 務 手 当	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後	127,644	37,922	55,360	20,604	518,923	4,900	2,353	13,400	56,140	41,391	811,408	596,020	62,595	67,690		1,751	404,111	2,822,212
補正前	127,644	37,922	55,360	20,604	517,033	4,900	2,353	13,400	56,140	41,391	811,408	596,020	62,595	67,690		1,751	404,111	2,820,322
比較					1,890													1,890

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,182)	1,567,461		239,873	1,807,334	240,132	2,047,466	
補 正 前	(1,179)	1,564,076		239,296	1,803,372	239,532	2,042,904	
比 較	(3)	3,385		577	3,962	600	4,562	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手 当	時 間 外 務 手 当	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後											239,873							239,873
補正前											239,296							239,296
比較											577							577

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	1,890	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,890	時間外勤務手当	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	319,837	311,151	294,321	360,750	342,287
	平均給与月額 (円)	401,621	365,977	345,345	408,875	396,593
	平均年齢 (歳)	42.2	50.8	40.1	54.0	50.4
補 正 前	平均給料月額 (円)	319,837	311,151	294,321	360,750	342,287
	平均給与月額 (円)	401,429	365,977	345,345	408,875	396,593
	平均年齢 (歳)	42.2	50.8	40.1	54.0	50.4